

古瀬戸時代と中世仏教

上川通夫

はじめに

十二世紀末期に生成したとされる古瀬戸陶器の形態が、同時代中国の宋で生産された磁器をモデルにしていく」とは、一目瞭然である。素材と焼成温度の技術的違いは、古瀬戸陶器が宋磁の隔絶した高級性に同一化しえない基本要因であった。ただ、宋磁と形態を同じくし、釉薬を施して高級感を醸し出した古瀬戸陶器は、決して粗悪な模倣品ではない。白磁、ついで青磁に似せ、十三世紀末には鉄釉によつて茶味を出すなど、一方では輸入品の時代的な変化を追いながら、独自の器形を生みだしていく。

中国の磁器と古瀬戸とは、似て非なる別物である。釉薬を施した宋磁風の陶器として、列島で唯一生産され続けた古瀬戸は、輸入高級品の付加価値を移し込めた在来器種である。その自前の产出は、中世後期に「せともの」なる呼称とともに、地域的個性を列島中に主張し、独特的陶磁史を開拓していく。

この古瀬戸は、武家の政治都市鎌倉で大量に消費されたほか、日本中世の列島各地で使用されたことが、今日の膨大な出土事例によつて確かめられている。輸入磁器も広く流通・消費されているが、宋磁風陶器として個性ある古瀬戸は、その使用者に対して、日常生活の次元で列島を含む東アジア世界を認識する一媒体であった。日本中世におい

て、民衆生活の深い次元で馴染まれた外来要素、いわば東アジア世界の共通文化を認識する具体的な媒体として、陶磁器と輸入銭貨があることは、すでに指摘されている^(一)。日本の一地域の產品たる古瀬戸にも、そのような属性があると見えてよいだろう。

この論文では、古瀬戸陶器を生みだした、瀬戸地域の中世史の特質を考える。古瀬戸陶器が生まれたのは、なぜこの地においてなのか、またなぜ中世においてなのか。このことは決して所与の前提ではない。考察にあたっては、瀬戸地域が、尾張国の中東部、美濃国や三河国にほど近い、国境地域ともいうべき位置にあることに注意する。また、文献史料はいたつて少ない中で、仏教関係については目立った傾向があり、そのことに意味を見出してみたい。

以下では、古瀬戸陶器の生産地を大まかに指して、古瀬戸地域と呼ぶことにする。その多くは現愛知県瀬戸市域と重なる。中世では尾張国山田郡の一部だが、まとまりある行政呼称を欠いていることと、中世における地域史の個性を表現できることから、この便宜的な呼称にも意味があるようだ。そして、古瀬戸地域を中心に、中世陶器の生産された時代を指して、古瀬戸時代と呼ぶこととする。

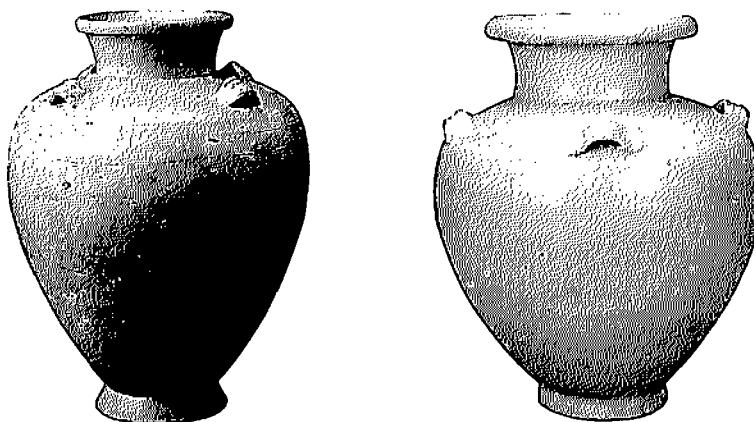


図2 灰釉四耳壺　瀬戸　13世紀前半　高28.4cm　名古屋市博物館蔵
図1 白磁四耳壺　中国　13世紀初　高20.1cm　足利市教育委員会蔵

(国立歴史民俗博物館「陶磁器の文化史」1998年より)

なお、近年刊行された「瀬戸市史 資料編三 原始・古代・中世」(一〇〇五年)と「瀬戸市史 通史[編上]」(一〇〇七年)を参考にする⁽²⁾。

一 古瀬戸陶器の成立

まずは古瀬戸陶器の成立事情を、文献史料によつて推測しておきたい。

近世以後の記録伝承では、貞応二年(一一三三)に禅僧道元と渡宋した藤四郎なる人物が、学んで帰つた技術を生かして古瀬戸陶器の生産を開始したという(第四節で述べる)。しかし考古学によれば、十二世紀末には古瀬戸陶器が確認されるという。その管掌者として、尾張源氏山田氏を想定する説がある⁽³⁾。文献史学による検討は是非とも必要なので、山田氏に注目してみたい。

十一世紀後半ごろに美濃国に本拠を据えた源重宗の子孫は、美濃国衙や交通拠点を支配して勢力を伸ばし、一族から京の武者を出して院政を支える一方で、尾張国へも地盤を拡げていった。十二世紀半ばごろには、美濃国西部から尾張国北部、さらに一部は西三河西部の足助にかけて、勢力を扶植した。その一族の中で、源重貞が山田先生と呼ばれたほか、山田重直の子孫は山田を名字とした。尾張国山田郡に根を下ろしたのが山田氏である⁽⁴⁾。

尾張源氏山田氏が登場した十二世紀半ばには、院政下に地歩を得た平氏が、諸国国衙を掌握して莊園公領制下の地域武士団を配下に組織しつつあった。尾張国司には平氏一門が相次いで就いており、尾張源氏山田氏の実力も平氏配下という制約から免れなかつたであろう。

平家による諸国支配は、莊園公領の個別支配の他、分業流通の拠点掌握にもよつていた。その重要な事例が尾張国の国衙機構の一つ、御器所である。御器所は、陶器類の調達、管理、運送を担つていたらしく、窯業製品を国内に発注し、中央に移送する拠点である⁽⁵⁾。御器所の所在地などは不明だが、延文五年(一三六〇)には、臨川寺三会院領

尾張國御器所保が見え、「愛智御器所御方」と「山田御器所別給等」という記載がある（左中将某契諾状案、資料編三）¹⁵⁸⁾。愛智郡と山田郡の各所にあつたのかもしれない。そこに給免田を得た有力陶器職人が、製品を国衙に納めたのであるう。

御器所が平家によつて掌握されていたことは、「吾妻鏡」建久三年（一一九二）十一月十四日条に「平家没官領内」として「尾張國高畠庄、御器所、松枝領」が見えることより確かである。尾張源氏がその配下で現地における実質的管理者だつたことも確かである。建久元年（一一九〇）、造太神宮役夫工米の尾張国内の未済地として「松枝保、御器所、長包庄」を挙げ（「吾妻鏡」建久元年四月十九日条）、対応する「諸国地頭」の中で「尾張國住人重家・重忠」を名指して糾弾している（「吾妻鏡」同年六月二十九日条）。尾張源氏の主力、高田重家と山田重忠のことであろう。この件を口実に、尾張源氏高田重家と美濃源氏葦敷重隆が現地から追放されて重宗流の勢力が削がれるのであるが（後述）、源頼朝の意向を取り次いだ娘婿の一条能保は（「吾妻鏡」同年八月十三日条）、御器所をふくむ「平家没官領」を繼承している（「吾妻鏡」建久三年十二月十四日条）。平家が尾張國で掌握していた御器所において、尾張源氏山田氏が現地の実質支配者だつたことはほんまちがいないだろう。ただそれが、宋の磁器を模した施釉陶器の成立に関係したことなのかどうかは、なお追究が必要である。もう少し山田氏の動向を追つておく。

治承・寿永の内乱では、尾張源氏は美濃源氏とともに、反平家の立場で一齊に蜂起したらしい⁽⁵⁾。抑圧された地位からの解放に賭けたのである。合戦では、源義仲軍に属して入京したが、対立して源義経軍に加わって平家滅亡まで戦つた。その後、戦時から平時への政治を進める源頼朝が、建久元年（一一九〇）に朝廷との折衝に臨むべく上洛する途上、墨俣の宿営地に呼びつけられた美濃源氏葦敷重隆と尾張源氏高田重家・山田重忠は、強く叱責された（「吾妻鏡」建久元年十月二十八日条、十一月一日条。[資料編三] 92・93）。右に述べたように、造太神宮役夫工米の未済について、「違勅」を理由とする断罪であり、重隆と重家は配流された。結局は、美濃國御家人や美濃源氏葦敷重隆の郎従は守護大内惟義に従うよう指示されており（「吾妻鏡」建久三年六月二十日条）、尾張源氏も同様の迫害を受けた

ものと思われる。頼朝の断固とした処置は、重宗流源氏の実力に対する強い警戒心によるらしいことを理解しておくべきであろう。美濃西部から尾張東部、一部を三河西岸にまで、一族盤踞して勢力拡大してきた重宗流源氏は、政治力の行使如何によつては、たとえば源頼朝のごとく、一大政治伸張を果たし得たかも知れない。その可能性は一挙に費えたが、一族が滅亡したのではない。山田重忠が、承久の乱で朝廷方に属して巻き返しを図り敗死するまで、なお現地では隠然とした実力を保つていたようである。

考古学が十二世紀末の遺物で示す古瀬戸施釉陶器の成立時期を、文献史学で政治史との関係で絞つてみる場合、平家時代（十二世紀半ばから一一八五年）、平家滅亡から尾張源氏肅正以前（一一八五年から一九〇〇年）、尾張源氏肅正から十二世紀末、といった三段階を想定することができる。決定的な証拠に欠けるとはいっても、やはり、平家の下風ながらも尾張国衙に支配力をもつ段階での新事業、と考えるのが妥当ではないだろうか。この推測は、尾張源氏・美濃源氏の特徴と、宋風の施釉陶器なる国産高級陶器とが、どのような歴史的事情で関係するのかを考えることで、少し確度を増すかもしれない。

重宗流源氏は、重宗の子重時が白河院やその御願寺を誓護する軍事力を担い、鳥羽院時代の重実・重長、次世代の重成など、京の武者として活動している。一方、重成と同世代の重遠・重貞らは、後白河院政時代にかけて、美濃・尾張に一族配置して勢力扶植した。美濃・尾張の源氏一族は、京の権力中枢部に仕えつつ、現地で勢力地盤を拡大しつつあつた⁽⁷⁾。院政下の平家とつながりをもつて、国衙機構に入つて、小領主を抑圧しつつ現地を支配したのである。そこで御器所を拠点に陶器産業を掌握していたらしいのである。

古瀬戸陶器の生産地での発生事情を掴みたいが、この問題は陶器職人を起点に、御器所での集積と出荷、京都等への流通と消費という、一方の経路の想定によつては理解できないと思う。古瀬戸陶器は、生産者側が自發的・独創的に生んだ製品ではなかろう。それは、宋の磁器といった高級輸入品を知る、天皇一族や平家ら、都市貴族の嗜好によって発注され、消費されたのである。京に活動舞台をもつ重宗流源氏は、その事情に通じていた筈である。古瀬

戸陶器成立の契機は、都からの発注にあると思う。

しかも十二世紀代は、金の勃興とその軍事攻勢を軸とする、東アジア世界の激動期である。金によつて遼や北宋が滅ぼされ、高麗や西夏が従属した。十二世紀第Ⅱ四半期初めには、金と南宋の政治的対峙の構図が形成された。この間、政治的な警戒によつて国家の外交姿勢は著しく消極的となり、その時代にこそ中世仏教など、擬似汎東アジア的な日本佛教が成立している⁽⁸⁾。同じ動きの中で、宋の磁器に擬えた施釉陶器が成立する可能性はある。なお時代を絞りきることはできないが、歴史的事情として、重宗流源氏が美濃・尾張に盤踞しつつ平家支配下で国衙機構に関与した時代、少なくとも十二世紀第Ⅳ四半期に入るころには、古瀬戸陶器が成立した可能性がある。

その後、尾張源氏山田氏は、承久の乱で京方に屬して破れ、実力を大幅に失墜する。御器所の支配権の帰属は不明だが、仮に頼朝から迫害された山田氏が保持していたとしても、ここで完全に失った筈である。その後は、古瀬戸陶器への関心から、北条氏が支配したことが知られている⁽⁹⁾。

二 瀬戸名称の自立

古瀬戸地域は尾張国山田郡の一部、その東端である。それは古代律令制以後の行政区画であり、平城宮遺跡出土木簡に「山田郡山口郷□」〔瀬戸市史 資料編三 11⁽¹⁰⁾〕が確かめられるほか、十世紀の「延喜式」、「尾張国内神名帳」、「和名類聚抄」それぞれの山田郡の項に山口天神や山口郷が見え〔資料編 20・21・28など〕、その遺称地を比定することができる。十一世紀の郡郷制再編と莊園公領制の成立を辿る史料に恵まれないが、十二世紀半ばに台頭してきた尾張源氏山田氏は、古瀬戸地域にも拠点を据えたらしい。前節で述べたように、山田氏は国衙行政に連なることとで、国衙領たる古瀬戸地域での陶器生産に関係したようである。山田郡は、中世末の十六世紀半ばに消滅した。運くとも元亀元年（一五七〇）までに分割されて、北部・中部は春部郡に編入され、南部は愛智郡に吸収された⁽¹¹⁾。つ

まり、十二世紀以降を莊園公領制時代とするならば、十六世紀半ばまでの中世は行政上にも共通する時代であった。

山田郡東端の古瀬戸地域にとって、国衙の所在する中島郡は西に遠い。山田郡の中心地も、東海道に近い西部地域にあつたと推定される。一方、山田郡に隣接する東側と南側は三河国であり、北側は美濃国である。この点を重視すれば、古瀬戸地域は、三国国境の接触地帯として見ることも不可能ではない。ただ、織田信長が尾張國中の架橋と道中植樹を督励するにあたって、古瀬戸北部にある定光寺の山林木を用いるよう指示しているように（天正三年（一五七五）十月八日織田信長朱印状、「資料編」259）、尾張国に確たる位置を占め続けていた。外部との接触地たる境界性ないし開放性と、区分された行政範域での固定性は、この地の中世史を考える上で的一条件だと思う。

尾張国の東北端でありますかつ尾三濃の三国国境地帯に位置する古瀬戸地域は、瀬戸村と呼ばれる小地域を含んでいた。ただしそれは、複数ある中世村落の一つであるに過ぎない（12）。しかし少なくとも中世末期には、古瀬戸地域は、「瀬戸物」を焼く「瀬戸」と呼ばれている。周知の史料だが、永禄六年（一五六三）の織田信長が「瀬戸」に宛てた制札に「瀬戸物之事」とあり、天正二年（一五七四）織田信長朱印状写に「瀬戸焼物釜事」とあるのである（「資料編 四 近世」1・2）。

それについても何故「瀬戸」なのか。「せと」なる地名が、「狭門」に由来するという辞書的語源説は、水路や交通路についての地形的特質を重視することになる。ただこの観点では、地域内に数多い地名から「瀬戸」が浮上する理由までは説明できない。また瀬戸という地名は、もとは現地の慣用呼称であつたのかもしれない。しかし、外部の広い世界で認知される契機については、他の事情も推定する必要があろう。その過程について、文献上の根拠から少し推測してみたい。

「雪村大和尚行道記」は、南北朝時代の禅僧雪村友梅の伝記であり、長享二年（一四八八）に南禅寺住持大有有諸が撰したものである。それによると、雪村は、小笠原氏の養母から譲っていた「尾州瀬戸・萱井二莊」を、元徳二年（一三三〇）に南禅寺大雲庵へ寄附したという（「資料編」142）。瀬戸莊なる莊園の記録はこの一点のみであり、詳し

い所在地も不明で、広い範囲をもつたとは考えられない。ただ、国衙領内に獲得されたこの権利が、南禪寺の所領として形成された事実を見出すことはできる。というのも、応永六年（一三九九）の尾張国国衙領正税未進注文（「資料編」183）に「參百文 潮戸未進 雲門庵知行」とあり、尾張国国衙領の各所で保持された南禪寺領（正税以外の収益権利）の一部として、同寺雲門庵が「潮戸」を支配していたことがわかるのである。また、年未詳尾張国国衙領当知行分注文の一部には、「かや井」と「せとの村」が連記されており、南禪寺の権利は記されていないが、潮戸と萱井は確かに所領単位として存在した（「資料編」186）。部分的ながら、潮戸地名は鎌倉末期には浮上していた。

山田郡東端地域での陶器生産は、中世後期に一層活発化した。地域社会が個性化する時代の⁽¹³⁾、ここでの主軸だったと思われる。十五世紀の京都近郊を舞台にした「桂川地蔵記」には、茶具足の一つとして「潮戸壺」が挙げられている（「資料編」194）。本願寺法主証如は、天文五年（一五三六）十月十二日条に經應を受けた食膳に「せと物」があつたと記録している（「証如上人日記」、「資料編」23）。史料的痕跡は少ないが、中央で陶器名称と地域呼称が結びついていたことはまちがいない。推測しやすいことかも知れないが、陶器名称として地域名称が外部に認知されたことが、文献によつて知られることを、ここに確認しておきたい。織田信長が発給した永禄六年制札や天正二年の朱印状に、地名としての「潮戸」や、窯業に関する「潮戸物之事」「潮戸焼物蓋事」と言われている事実は、潮戸呼称が近世に全国化する前触れでもあつたようと思われる。

ただし、古潮戸陶器の生産地は決して狭小な「潮戸荘」「潮戸村」に限らず、山田郡東端一帯である。その内部で、山口や赤津といった他の所領名や村名ではなく、「潮戸」が古潮戸陶器ないし古潮戸地域を指す地名として選ばれた事情はよくわからない。ただ恐らくは、地元から発信された名称ではないであろう。考えられる可能性は、狹義の潮戸（荘・村）が陶器を外部に出荷する第一拠点であつたが、そこを支配する南禪寺など京都近郊の領主寺院が古潮戸陶器一般を「潮戸」と称呼したか、である。いずれにしても、地方的特産物という以上の、広域的で普遍的な価値を含めたブランド名としての定着は、外部からの称呼を契機とするのである。

中世後期における地域社会の顕著な個性化は、「瀬戸（莊）」を支配した南禅寺や、「瀬戸壺」を記録した桂川地蔵院、「せと物」を消費した本願寺法主などに、「瀬戸」を認知させた。史料遺存の偶然かも知れないが、初期事例であるこの三者が寺院であることは、一考に値する。陶祖とされる藤四郎が、禪僧道元とともに入宋して技術をもたらしたという伝説も、古瀬戸陶器と仏教の関係の一端を示すのではないか。古瀬戸陶器が、藏骨器や祭祀用仏器として使用されることが多いことも、考慮する必要があろう。古瀬戸地域の個性化は、古瀬戸陶器がもつ擬似汎東アジア的性格の発信と結びついていたが、そこに仏教や寺院が一面でもつてている、地域超越的普遍性が関係していた可能性もある。しかも生産地たる古瀬戸地域内にも、中世後期には仏教や寺院が根づきはじめていた。次節でその事情を概観してみたい。

三 寺院誘致と地域の普遍世界化

十三世紀半ばから約一〇〇年間に、来日した中国禪僧らは、記録上でも三十人近くに及び、「渡来僧の世紀」と表現されている。一方、日本僧の中国渡航は二〇〇人を超えて、「渡航ブーム」と言われている⁽¹⁾。十二世紀の日本密教が対外的な閉鎖性を形成させたのに対し、十三世紀以後の禪宗は世界性を發揮すべきものとしてとり入れられた。渡航日本僧以外にも、渡来僧や渡航僧に接した弟子や、実現しなかつた渡航希望僧も、宗教・社会事情の時代的傾向を生み出す担い手だったことであろう⁽²⁾。

定光寺（瀬戸市定光寺町）は、肥前国出身の禪僧平心処斎（覺源禪師）が、暦応三年（一二四〇）に開創した臨濟宗寺院である。美濃との国境庄内川に近いこの山間寺院にも、平地の世俗社会との関係は深い。平心の経歴と事績はその特徴をよく表している。

平心は、元からの帰國僧林叟徳瓊に入門して「処斎」の法諱を与えられた（特に断らない場合は「開山覺源禪師年

譜】による。「資料編」¹⁶⁷)。平心は林叟に「渡唐之志」を述べたが許されなかつた、という。ただ「延宝伝灯録」には、林叟の師蘭溪道隆の法衣を与えられ、嗣法弟子と認められたと記しており(「資料編」¹⁷⁰)、また近世初期の作品ながら蘭溪道隆頂相を伝えていることは⁽¹⁵⁾、いくぶんその史実性を支えるのではないか。一方、渡来僧で鎌倉寿福寺住持の清拙正澄に仕え、「平心」の道号を授けられている。高峰頭日や宗峰妙超にも学んだという伝は、「覺源禪師偈頌」(「資料編」¹⁶⁸)に滲み出でていると思う。

この時代、地域の領主武士などが、住民の教化や支配拠点の権威化をはかる目的で、禪僧を招致する事例が多い。禪僧側は、諸国を行脚しつつ、支援者と邂逅することで、拠点寺院を得て定着することができた。平心の経歴も同じである。定光寺開創にいたる過歴は、嘉暦三年(一一三二八)以後に始まり⁽¹⁷⁾、数年間に、「遠州之サエ鷗」(静岡県湖西市)、「橋本之奥ハマナ」(同)、「三州ホシノ」「クホ」(愛知県豊川市)、「美濃國丹坂」「ハキカ平」(岐阜県大垣市)、「遠州ツケ」(静岡県浜松市・愛知県新城市黄楊)、「三州設楽郡居雲岳院」(愛知県、「禪林僧伝」林羅山撰)とたどりている。決して広域の過歴ではなく、三遠国境あたりから美濃・三河を射程に入れていた可能性がある。

そこで平心は、「美濃國タキロ」(岐阜県多治見市多岐路)の藤左衛門尉なる「アラケナキ男」の弟子入りを許し、聖眼房とした。この聖眼房の知人、「濃州近キ尾州水野中郷殿」の知遇を得て、地元の下郷にある山間の地を紹介され、「所ノ住人藤内大夫」や「小田之山内入道」の援助も得て、定光寺を開創することとなつた。「禪林僧伝」は平心の入山を建武三年(一一三三六)のこととする。

定光寺の位置について、「禪林僧伝」は「濃州尾州唇齒之境」であるとし、「水野中郷之士与『聖眼』旧知也」と解釈する。庄内川をはさんで人が行き交う国境地域である。定光寺が古瀬戸地域やその近隣、また美濃東部地域といった在地社会と密接な関係をもつていたことは、十五、六世紀に書き継がれた「祠堂帳」(「資料編」²⁹)なる帳簿などによつてわかる⁽¹⁸⁾。そこには各地の寄進者名四〇〇人近くが記載されている。しかもこの国境地帯は、仏寺が誘致されることで、一举にインターナショナルな普遍理念で意味づけられることになった。平心の語録「覺源禪師偈頌」は、

宗教と世俗の両面での見聞と思いが記されていて興味尽きないが、韋駄天を安置した際には次のように詠まれている（原漢文）。

良材は邊林の裏に傑出し、斤斧を労せずして柱梁と為す。

菩薩の利生は見るを得難く、善神の護法は未だ曾て藏れず。

昔年律を持して香飯を供し、今日禪を修して定光を守る。

震旦扶桑同一体、邪魔降伏して華堂に坐す。

定光仏を守つてひたすらな坐禪修行に適したこの山間寺院に居て、震旦（中国）と扶桑（日本）は共通世界だとする認識が自覺的に表明されている。かつて渡航を断念した平心が、諸国遍歴を経験した後に、国境で禅宗寺院を構えた時点での、たどりついた感慨だったのであろう。

雲興寺（瀬戸市白坂町）は、永享二年（一四三〇）に、加賀国出身で師天鷹粗祐に従つて尾張に来た禪僧天先祖命が、化元真毓から、寺院と寺領を譲られて開創された（化元真毓譲状「資料編」¹⁹⁸）。真毓は、五山派系に属して筑前聖福寺住持の身分をもち、美濃國守護土岐氏に支援される禪僧である。真毓が権益を有した前身寺院の勝光寺は、もとは天台宗寺院だったといふもの確かなことはわからない。真毓の譲状には「尾張國山田郡飽津保内白坂雲興寺」とある。飽津は、古瀬戸地域の東部で、早くから古瀬戸陶器の中心的生産地であった。白坂の地は、雲興寺門前の三州小原道を東行してすぐ、時を越えれば三河国である。定光寺が尾張国と美濃国の国境近くだったのに対し、雲興寺は三河国との国境近くに地を占めていることになる。

定光寺と雲興寺には、中世末期から近世初期の権力が安全保障を約束した、制札が伝わっている。定光寺には、①永禄七年（一五六四）織田信長禁制（「資料編」三、247）、②天正十年（一五八二）織田信雄禁制（「資料編四」4）、③慶長九年（一六〇四）松平忠吉制札（「資料編四」7）が残る。雲興寺には、④天文十九年（一五五〇）今川義元禁制（「資料編三」237）、⑤弘治二年（一五五六）織田秀俊禁制（「資料編三」239）、⑥永禄元年（一五五八）織田信長禁

制（「資料編三」242）、⑦天正二年（一五七四）織田信重禁制（「資料編三」257）、⑧天正十年織田信雄禁制（「資料編四」3）、⑨元和三年（一六一七）安藤重信禁制（「資料編四」12）がある。個別に違いはあるが、軍勢滋妨狼藉、境内殺生・竹木伐採、軍勢陣取などからの保護を共通の内容としている。

この内、雲興寺が獲得した永禄元年織田信長禁制については、網野善彦氏による解釈がある⁽¹⁹⁾。禁制の第五条に「一、於國中渡諸役所事」とあり、これを渡しにおける通行税の免除、すなわち自由通行権の保証と捉え、瀬戸物の広域流通とも関係すると解釈したのである。この学説は重要だと思う。雲興寺が三河との国境に通じる交通路に面していることや、所在地の飽津保が古瀬戸陶器生産の中心的地域であったことは、この推測を支えている。また網野氏は、「当寺依無縁所、諸役等令免許罪」という事實書きを重視された。すなわち、戦国大名などの專制権力とは本質的に対立する、人類普遍の無所有原理の痕跡を寺院に見出し、祠堂物や寺田という仏物から私有原理を排除する潜在力を重視されたのである。なお、「無縁所」という文言のある禁制は、①②③⑤⑥⑦である。

「無縁所」の解釈は重要なが、かつて普遍的存在だったという無縁原理の戦国期における残存を、史料的痕跡を残した寺院に見出す視点は、その所在地域の問題としても一考するに値するに値するのではないだろうか。定光寺⁽²⁰⁾や雲興寺は、国境地域がもつ脱地域限定性・通領域開放性を、普遍世界性をもつ宗教形式で表示する換点と見ることができる。

無縁所についての史料はないが、真宗高田派の勢力拡張によって西三河から移転してきた万徳寺（瀬戸市塩草町）も、同様の意味をもつ可能性がある。すなわち万徳寺は、武藏国荒木を拠点とした源海の弟子海円が、文永三年（一二六六）に三河国越戸（豊田市）に創建した寺院で、三河国の如意寺（豊田市）や満性寺（岡崎市）とともに、荒木門徒による教線拡大の一部であり、正応元年（一二二八）に飽津へ移転してきたという。万徳寺の所在地は、三河国との境界から三キロほど北側ではあるが、国境をまたいで進出した由来は注目できる。移転の事情については史料的に不確かで、今後の調査課題である。しかし、寛正五年（一四六四）に地元領主の松原広長から田畠と「聖徳太子伝」五巻の寄進を得たことは確かで（「資料編三」212～214）、同時代の「聖徳太子絵伝」四幅（現存）からも、地域の有力

寺院であつたことが推測される。

線で区切る政治的国境は確かに存在するが、領域としての国境はむしろ外部世界への開放的通路である。中世後期に個性化する古瀬戸地域の住民は、はからずも周縁に誘致された仏教寺院との接触によつて、みずからの生活世界を普遍世界性との関係で位置づける手がかりを得た可能性がある。

四 世界認識と古瀬戸

それでは、寺院が国境に根づき、仏教の地域超越的普遍性が外部世界とのつながりを促進した時代に、古瀬戸地域自体はどのように位置づけられたのか。世界認識との関係で形を成した地域認識の一端を探つてみたい。

「祇園精舎の鐘の声」に「諸行無常の響き」を聞くという「平家物語」の冒頭文句は、平家の滅亡という歴史の結果を必然視する修辞であつて、人間の意志と可能性を排した運命の不可抗力を宗教思想で決定づける、一つの歴史観である。鐘の音がその臨場感を醸すという設定は、唐僧道宣著「中天竺^二舍衛國祇洹寺圖經」（祇園圖經⁽²⁾）に典拠をもつが、仏教が浸透した日本中世の地域社会においても、梵鐘の音は不健全な歴史意識の発信源だったのだろうか。瀬戸川沿いの平地中心部にある深川神社（瀬戸市深川町）には、かつての神宮寺のものかと思われる梵鐘が残されている。陰刻された銘文によつて、梵僧と思われる瑞龍集傳を大檀那として永享十年（一四三八）に鋳造されたことがわかる（資料編三⁽²⁰⁾）。そこには次の願文が刻まれてゐる。

娑婆世界南瞻部州大日^{〔本尊〕}國尾張山田郡内瀬戸村、伊勢天照大神宮、白山妙理謹現、八王子鐘也。願以此功德^{〔普及〕}於一切、我等^{〔与〕}衆生^{〔皆共成〕}仏道。

冒頭は、大日本国に属する尾張国山田郡瀬戸村を、人間世界（娑婆世界南瞻部州）に位置づけている。中世に定着した、仏教思想を介して地域表示する事例の一つである⁽²¹⁾。八王子というのは、伊勢天照大神の子だとする天台系の

神であり、美濃・越前・加賀三国国境の白山権現の子に同定するのも、同じく天台系である。宗派は固定的ではないが、ここでは瀬戸村の八王子神が広域的信仰圏に位置づけられていることを確認しておきたい。しかも天台宗が重視する「法華經」の重要文句を記して、鳴り響く梵鐘の音が、すべての衆生の仏道成就つまり救済の功德になる、と結ぶ。普遍世界内の郷土と、広域的信仰圏と、普遍救済思想が、ここには自覚されている。

「娑婆世界南瞻部州」という文言のない、「(大)日本國」という国号から書き出す地点表示の場合も、外部世界を意識してこそ用いられたのであろう。そのような例は、やはり寺院関係に見出される。貞治元年(一三六六)定光寺退蔵庵耶塔棟札銘には、「鉅日本國尾張州山田郡水野応夢山定光禪寺」とある(【資料編三】160)。注目すべきは、そこに「大工右衛門大夫藤井範守、小工又五郎守経」と記されていることで、地元住人かどうかは確かめられないが、近隣の百姓身分の技術者と見ることができるであろう。同じ頃に書かれた平心の語録、「覺源禪師偈頌」に収める「明円大德百个日拈香」には、「大日本國尾張州海東郡松葉庄萱津居住三宝弟子智円大德」とある(【資料編三】166)。明応九年(一五〇〇)定光寺本尊宮殿背面板墨書銘には、「大日本國尾州路応夢山定光禪寺」とあり、願主僧らの他に、「大工藤原七郎左衛門貞利、同 衛門大夫舍則」が名を連ねる(【資料編三】218)。永祿五年(一五六二)に死去した雲興寺七世の「大雲禪寺語錄」に収める「智嶽理宗大姉逆修塔銘」には、「大日本國東海道尾張州春日井郡高田保比良郷居住三宝弟子智嶽理宗大姉」とある(【資料編三】244)。

对外認識と仏教的世界認識を知る禅僧であればこそのように表現した、と解釈することはできる。ただ、大工・小工という百姓身分の職人、養父明円の供養を依頼した智円のごとき有徳人らしき住人、あらかじめ生前に没後仏事を遂げた女性信者、といった人々がかろうじて記録された意味は大きい。古瀬戸地域にも同様の住民が居たことは、当然推測できるからである。なおも一般的な知識ではなかったとしても、仏教的世界認識は、地域住民の生活舞台に受容されていた可能性なしとしない。もしそのように考えることができるならば、身分の別なく地域に響く深川神社・神宮寺の鐘の音は、銘文に刻まれた思想を受容する可能性ある住民に向けて、日常的に届けられていたことになるで

あらう。

仏教的世界認識ならびに地域認識は、寺院を拠点に営まれる仏事儀礼によつても確認される機会があつたであろう。史料的痕跡は僅少だが、中世後期における「大般若経」の普及は、そのことを推測する手がかりである。「大般若経」六百巻は、七世紀の唐僧玄奘がインドから梵本を持ち帰つて漢訳した經典で、日本の中世後期には、莊鄉の鎮守寺社に一セットを備える場合も多かつた⁽²³⁾。大般若会で転説され、息災を願う住民に大般若札が配られる風習は、古瀬戸地域の場合、いつまで時代を遡る行事なのか不明である。ただ存在を推測せる例がいくつかある。

定光寺所蔵の「大般若経」は、元禄十年（一六九七）補写の十三帖を除いて、応永二十三年（一四一六）の施入奥書をもつ春日版の折本である（「資料編三」193）⁽²⁴⁾。ただ奥書には、永保寺保寿寺（岐阜県多治見市）の什物である旨が記されている。また現在の経箱には、元禄十一年（一六九九）の銘があり、この時点では確実に定光寺に所蔵されている。しかしそれ以前のいつ移動したかはわからない。なお同寺には、大般若会の本尊、釈迦十六善神画像（室町時代）が伝わっている⁽²⁵⁾。

雲興寺の天先祖命は、正月の恒例仏事として「大般若経」と「般若心経」を読むよう、嘉吉四年（一四四四）に記し置いている（天先祖命三朝房、「資料編三」20）。大般若会のことであろう。

菱野熊野社（瀬戸市東菱野町）には、郷蔵に収められた「大般若経」の版本一五五帖（室町期版本、四巻は鎌倉期版本）が伝えられている（「資料編三」252～254）。もとは美濃国笠戸の瑞應禪寺（岐阜県瑞浪市、廢寺）の什物であったことが、識語によつてわかる。ただ、その経箱は元龟三年（一五七二）に菱野村の隣村たる本地村から寄進されたものであることが、蓋裏銘によつてわかり、少なくとも中世末には移動していた。近世の蓋裏追筆には、「瑞雲山東福寺」とあり、同寺が廃絶してから、隣接する鎮守社の郷蔵に収めららしい⁽²⁶⁾。永正十四年（一五一七）の菱野熊野社棟札には、「時之把持、当村林次郎左衛門尉雅光」と「同在所、浅井右衛門尉當光」の名がある。天文十七年（一五四八）の同社棟札には、「林兵衛左衛門尉光利、浅井太郎右衛門尉□康」の名がある。それぞれ菱野村の有力者であろう

(「資料編三」 222-236)。村の勢いを表す神社普請は、「大般若經」の購入と一連の事業だと推測することも不可能ではない。完存していないが、住民の鎮守寺社に購入され使用された「大般若經」の典型例と見てよいのではなかろうか。仙寿寺(瀬戸市東菱野町)の創建は享保二年(一七一七)だが、近世の本尊聖観音坐像の像内に収められた木像菩薩坐像内銘には、「大□二年」(大永二年か、一五二二)の年号とともに、「林二郎左衛門」が見える(「資料編三」227)。菱野熊野社棟札に見える「時之抱持」と同一人または親縁者であろう。仙寿寺には、室町期の作品だと推定される釈迦十六善神画像が伝えられている。旧東福寺の什物であつたか、別の寺院から得たものか不明だが、大般若会本尊として掲げられていたことは間違いない。

断片的に残る史料によつてさえ、中世後期における古瀬戸地域が仏教となじみをもちつた、と想定することができる。列島各地への陶器発信地たる古瀬戸では、仏教的 세계認識を得つつ、自らの地域を広い地理的空间において理解していた可能性がある。そのことは、ほかならぬ古瀬戸陶器の起源理解にも表れている。藤四郎を陶祖とする伝承である。

陶祖藤四郎(加藤四郎右衛門)が古瀬戸陶器の焼成技術を中国からもたらし、瀬戸に定着させた、という今日の瀬戸でよく知られる歴史は、近世以降の史料に記述を見出すことができる。確認される最初は、寛文十二年(一六七二)刊行の「弁玉集」なる画人と茶入の解説書である(「資料編三」 293)。それによると、薄手にして釉薬をかける茶入の製作技法は、「藤四郎、越前国永平寺道元和尚入唐ノ時節、同船ニ渡唐シテ」得たものだという。禅僧道元が南宋に渡航した実年代は貞応二年(一一二三)であり、帰国は嘉祐三年(一一二七)である。「渡航ブーム」や「渡来僧の世纪」という史実の中に置くと、この伝承には、安易に捨て去ることを躊躇させるものがある。しかし、古瀬戸陶器の出現が十二世紀末に遡るという、考古学の知見がある。当面の課題は、藤四郎伝説の起源と伝説内容の吟味であろう。藤四郎伝説そのものを中世に見出すのはむつかしいが、「瀬戸市史 資料編三」によつて、春日井市白山町の天台宗円福寺が所蔵する円福寺寄進田帳の、「藤四郎焼茶碗壺つ寄進」なる記述が紹介された(「資料編三」 226)(2)。寄進田

帳は文明九年（一四七七）から天文二十四年（一五五五）に及んで書き継がれているが、当該箇所は長享二年（一四八八）から永正十八年（一五六二）にはさまれた記事の一部であり、それ以上は時代を絞れない。前の行の「藤四郎玉泉坊ニ親ノタメ也」という同筆の記述と並んでいて、この二行は前後とは異筆である。

この史料は、少なくとも十六世紀の早い段階で、古瀬戸陶器が創始者藤四郎との関係で理解されていた動かぬ証拠である。しかもそれは、近親者の追善を願つて寺院に寄進された馬鞍並みの価値があるらしい。仏教や中国陶磁との関係で古瀬戸陶器に込められた付加価値は、藤四郎なる人物によつて体現されていたのだろう。そのイメージの連鎖が了解されるためには、伝承であつても、禅僧との入宋経験といった媒介が必要であろう。円福寺の記事は、すでに藤四郎茶碗の価値が認知されて寄進されたことが示されている。藤四郎伝説の成立は、さらに時代を遡るのではない

かと想像される。

むすび

中世の古瀬戸地域には、歴史的に形成された個性がある。その実態と由来を、国境地帯がもつ脱地域限定性や通領域開放性に求めてみた。自然条件や分業流通、生業の諸相など、実態的に追究する課題が多い。ここでは主に、中世仏教との関係で見出される特質を垣間見たに過ぎない。

歴史の進路は幅広い選択の条件下にあると思う。尾張源氏山田氏の隆盛と没落、禅宗の誘致や大般若会の実施、古瀬戸陶器の生産と発信など、地域史の個性は歴史的に形成されたのであって、別の結果を射程に入れる想像力は、自ら歴史を変革させる創造力を養うことになるだろう。そのような歴史意識は、祇園精舎の鐘の声に、人間の能力を超えた無情の運命を了解させる強制力とは、まるで違う。

古瀬戸地域史の個性的展開を、陶祖藤四郎の事績で語る歴史意識は、その意味で一考に値する。地域の生活が、陶

器関係のみで成り立っていないのはもちろんである。しかし実在不確かな藤四郎の陶祖伝説には、外部の権力的英雄に依存するのとは正反対の、また宗教性を帯びた非創造的な決定論とも区別される、地域性と庶民性をもつた創造力がある。ここに、歴史意識の健全さを読みとつておきたい。

注

- (1) 村井章介「中世における東アジア諸地域との交通」(同「東アジア往還」一九九五年、朝日新聞社)
- (2) 愛知県瀬戸市発行。筆者も編纂執筆専門委員として参加した。
- (3) 藤澤良祐「瀬戸古窯群」(日本の遺跡5、二〇〇五年、同成社)、同「古瀬戸前期様式の窯年」(同「中世瀬戸窯の研究」二〇〇八年、高志書院)。
- (4) 尾張源氏・山田氏については、青山幹成「公武尚政権下の尾張」(新修名古屋市史 第二巻、一九九八年)、同「十八世紀系団家の描く中世像—長慶寺藏『山田世譜』の分析—」(名古屋大学文学部研究論集 史学四五、一九九九年)、伊藤瑞美「十一～十二世紀における武士の存在形態—清和源氏重宗流を題材に—(上)(下)」(古代文化五六一八、九、二〇〇四年)、参照。なお本節の多くは、拙文「尾張源氏・山田氏の登場」(瀬戸市史 通史編上)二〇〇八年) 中世編第一章第一節の再論である。
- (5) 戸田芳実「中世とはどういう時代か—中世前期—」(同「初期中世社会史の研究」一九九一年、東京大学出版会)。
- (6) 「平家物語」卷第四「源氏物語」には、承治四年(一一八〇)に挙兵を勧める源頼政の言として、味方に付くであろう武士を列挙する中に、美濃・尾張を括して次の者が見える。山田二郎重広、河辺太郎重直、泉太郎重光、浦野四郎重遠、安食次郎重頼、同太郎重資、木太三郎重長、開田判官代重国、矢島先生重高、同重行。
- (7) 伊藤瑞美「十一～十二世紀における武士の存在形態—清和源氏重宗流を題材に—(上)(下)」(前掲)。
- (8) 上川通夫「日本中世仏教形成史論」(二〇〇七年、校倉書房)。
- (9) 大三輪龍彦編「中世鎌倉の発掘」(一九八三年、有斐閣)の「都市鎌倉の生産と流通」での網野善彦氏の発言、石井進「中世窯業の諸相」(講座 日本技術の社会史 第四巻、一九八四年、日本評論社)。
- (10) 以下、「瀬戸市史資料編三 原始・古代・中世」所収史料を示す場合は、通し番号を付して、「資料編三」1のことく記す。

- (11) 上村喜久子「郡の改廃と変質」（『新修名古屋市史』第二巻、第一章第三節、一九九八年）。
- (12) 参考として、再編された近世村落の名称を【寛文村々覚書】によって挙げれば、次のような諸村がある。山口、菱野、本地、下水野、中水野、上水野、白岩、片草、上平田川、下半田川、上品野、中品野、下品野、赤津、瀬戸、今村、美濃之池、沓掛。
- (13) 細野善彦「日本」とは何か（二〇〇〇年、講談社）。
- (14) 村井章介「渡来僧の世紀」（同「東アジア往還」前掲）。
- (15) 以下、定光寺と雲興寺についての基礎的事実については、「瀬戸市史 通史編上」中世編第二章第三節「定光寺と雲興寺の開山」、第三節「定光寺の住僧と活動」、近世編第一章第二節「統一政権の成立と瀬戸」（以上斎藤夏来氏執筆）、定光寺「祠堂帳」や万徳寺その他寺社については、中世編第二章第四節「地域社会と寺社」（中島学氏執筆）を参考にした。
- (16) 「特別企画展 定光寺宝物展」（二〇〇〇年、瀬戸市歴史民俗資料館）、6—1 大覺禪師頂相。
- (17) 「覺源禪師年譜」によると、師林叟が鎌倉で死去した折、平心は滞在していた肥前国穴田（佐賀県小城市）を出て一旦鎌倉に向かい、四十二歳（一二三二八年）の時に寿福寺桂光庵を整備した後、山林樹下を求めてそこを出たという。
- (18) 「瀬戸市史 通史編上」一八四ページの表に所出地名が示されている通り、尾張国では現在の瀬戸市や春日井市が多いが、尾張旭市、名古屋市、春日井市、小牧市、日進市、東郷町にも及ぶ。事例は少ないが、三河国では豊田市と三好町、美濃国では多治見市、土岐市、瑞浪市に及ぶ。なお、「祠堂帳」は独自の分析が必要である。
- (19) 細野善彦「増補 無縁・公界・楽」（一九八七年、平凡社）。
- (20) 「瀬戸市史 通史編上」の記述（前掲註15）、塩谷菊美「[親鸞聖人御因縁] を読む—付「源海因縁」型冒頭部を有する由緒書四種」（『寺院史研究』第九号、二〇〇五年）。
- (21) 「天正新脩大藏經」第四十五巻。
- (22) 井原今朝男「中世善光寺の一考察」（同「中世のいくさ・祭り・外国との交わり」一九九九年、校倉書房）、上川通夫「中世仏教と『日本國』」（同「日本中世仏教形成史論」前掲）。
- (23) 榎原雅治「中世後期の地域社会と村落祭祀」（同「日本中世地域社会の構造」二〇〇〇年、校倉書房）。
- (24) 「特別企画展 定光寺宝物展」（前掲）。
- (25) 同前。

(26)

永正十四年（一五一七）と天文十七年（一五四八）の、二枚残る菱野熊野社棟札の裏面には、「別当 東福寺秀海」などと見える。

(27)

「圓福寺造芳」（一九八四年、円福寺、大田正弘撮）に、全文の翻刻と写真が載せられていた。